

平成26年12月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成26年12月8日(月)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成26年12月8日(月) 午前 9時00分
閉 会 日 時	平成26年12月8日(月) 午前11時47分
委 員 長	金澤 孝太郎
委員会出席 議 員	
委 員 長	金澤 孝太郎
副 委 員 長	川崎 葉子
委 員	岡田 恒雄 中野 昭 織田 京子 坂本 晃 矢部 一夫
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 99号	鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例	原案 可決
第100号	鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	原案 可決
第114号	平成26年度鴻巣市一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決

委員会執行部出席者

（秘書室）

秘書室長兼秘書課長 武井 利男

（経営政策部）

経営政策部長 志村 恒夫

経営政策部副部長 田島 史

経営政策課長 飯塚 孝夫

財政課長 根岸 孝行

情報政策課長 大島 健次

（総務部）

総務部長 原 光本

総務部副部長 原口 信義

総務部副部長兼収税課長

今井 司

総務課長 榎本 智

職員課長 堀 雅勝

市民税課長 関根 和俊

資産税課長 佐藤 康夫

収税課副参事 早川 宏人

契約検査課長 笹野 一郎

吹上支所長 田島 好夫

川里支所長 藤村 和幸

会計管理者兼会計課長

野口 泰三

監査委員事務局長

石井 正明

書 記 竹 井 豊

書 記 篠 原 亮

(開会 午前9時00分)

(委員長) それでは、ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

織田京子委員と坂本晃委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託された案件は、議案第99号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例、議案第100号 鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例、議案第114号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分の3件であります。

直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思いますが、先ほど申し上げましたように議案第99号と議案第100号については一括で行いたいと思います。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第99号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例と議案第100号 鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について執行部の説明を求めます。

(経営政策課長) おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは最初に、議案第99号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明します。この条例は、新市が誕生してから平成27年で10年を迎えるに当たり、新たな行政課題に迅速に対応し、よりきめ細かな住民サービスを効率的に提供するための執行体制の構築を目的とし、また新市建設計画や定員適正化計画に基づく職員700人体制に合わせた組織機構の再構築を行うための組織を見直すものです。

各部の特徴をご説明します。まず、経営政策部を企画部に変更いたします。ここでは、危機管理を独立させた形で配置する予定です。

次に、市民協働部は市民部に変更します。この部には、市民課と税関係の課を配置する予定です。

福祉部は、福祉こども部とします。こちらは、福祉課と障がい福祉課を統合する予定です。

次に、保健医療部は健康づくり部とします。この部にスポーツ課を配置し、スポーツ課と健康づくり課のすこやか運動応援室をプラスし、配置する予定です。

また、介護保険課に福祉課の高齢者担当をプラスし、配置する予定になっています。

環境産業部は、環境経済部に変更します。商工観光課の商工労政担当と労政課を統合した課を配置するとともに、商工観光課の観光担当と花かおり課を統合した課を配置する予定です。

建設部においては、名称の変更はございません。しかし、道路課に生活安全課の交通担当を配置する予定です。

教育委員会は、部名の変更はありませんが、教育総務部からスポーツ課を抜き出します。かつ学校教育部の学校支援課に学校給食課を統合してスリム化を図る予定です。

部の数は、現在の数と変わらず9部です。

なお、課名に関しましては、今後の規則改正の中で正式に決定をしていく予定です。

次に、議案第100号 鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例についてご説明いたします。この条例は、市長の4期目の公約である人もまちも健康なまちづくりの効果的な実現を目指して、スポーツを通した市民の皆さんの健康推進を他の事業と一体的に進めていくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち学校における体育に関することを除いたスポーツに関する事務を市の健康づくりを担当する部署において管理、執行するためのものです。

なお、本条例の附則の鴻巣市スポーツ推進審議会条例につきましては、条例中の教育委員会を市長に改めること、そして現条例が改正する前に

委嘱された委員については、新条例においても委嘱されたとみなして任期を残任期間とするものです。

続く附則の鴻巣市体育施設条例においても、条例中の教育委員会を市長に改めること、もしくは削除することとともに、現条例が改正される前になされた処分や手続についても、改正後条例の相当規定によりなされたものとみなすというものです。

以上で説明を終わりにします。

(委員長) ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(岡田) 今説明を聞いておりますと、一番変更になる点はスポーツの関係でしょうか。それと、今までの内容とスポーツの内容が変わるわけではないというふうに思うのです。ただ、スポーツ団体がいっぱいありますから、そのスポーツ団体の、例えばスポーツ少年団とか、そういうのが教育委員会ではなくて今度はこっちの市長部局に来てしまうという、こういうことだけで、それだけで、単純な考え方でいいのでしょうか。

(経営政策課長) スポーツ課自体がやっている業務というのは、基本的に全て継承されるというふうに考えています。ただ、そこに現在健康づくり課の中にあるすこやか運動応援室を一体化させることによって、もう少し幅広い層に健康予防、予防というような観点の事業をプラスできるのではないかなというふうに考えております。というのは、すこやか運動応援室というのが現在のスポーツ委員さんだとかを使った予防の事業をラジオ体操を含めてやっております。そういった関係がありますので、より深い関係でスポーツとすこやか運動の予防の部分というのが一体化できるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

(岡田) スポーツと健康をこれ離すわけにいかないですから、より密接につけるために今のやり方よりももっと進んだやり方というものがあるのではないかなと。例えば科学的なものをスポーツの中に取り入れている研究をすとかの部分があるのではないかな。ただ、今のやり方というのは、特に民間のスポーツ団体については、不満がありながらも補

助金をくれて、それで勝手に事業をやっているだけというような感じがしてならないのです、いろんなスポーツ団体があるけれども。それだけではなくて、もう少し市が関与を、関与というか、例えばレベルアップ、今のままではレベル上がらない。学校のスポーツと違います。学校のスポーツと違うけれども、民間の好きで子どもたち集めてやっているとか、大人たちを集めて愛好団体でやっているとかというのも、ただやっているだけではなくて、健康だけということではなくて、当然健康だから、健康に関係あるからやっているのだけれども、レベルを上げるためにはどうしたらいいかということ。それには、私いつも考えているのだけれども、民間の活力を導入したらどうかと、民間の活力。鴻巣にはそういう施設がたまたま、あいにくというか、ないのだけれども、大学のそういう学部の力、先生の力をかりてやったり、そういうのがあるのだけれども、鴻巣に何かそういう知恵がないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。大学ではなくてお医者さんだっています。医療関係でもいい。

（経営政策課長）現在のスポーツ課は、市民の広い面では健康という面の部分が特に、ハイキングであるとか市民体育祭であるとか、そういった面ではどちらかという健康づくりという部分の、生涯スポーツというか、そういった部分に実は力を入れているのではないかなと思います。そういった面ではもう少し、今委員さんがおっしゃるようにスポーツのレベルをアップするということになると、やはり専門的な知識を持っている人をどう生かしていくかということになるかと思えます。その辺は、そういったものを目指しているクラブであるとか、スポーツ少年団とかですとそういった特に専門的な知識を持っている人を入れることによって十分レベルアップが図れるのではないかなと思いますので、研究する余地があるかと思えます。

以上です。

（岡田）健康によくなくてはいけないはずのスポーツが健康を害してしまうのではないかというような場面が毎年見られる。というのは何かというと、真夏の30度を超える暑さの中で子どもたちが一生懸命声出して

やっている。朝晩の涼しいうちだけではないのだ。暑い盛りでもやっている。これは、俺は大人のエゴではないかと思うのです、大人のエゴ。もう少し専門的な知識をその人たちに与えてやらないと、今のところ間違いはないかもしれないけれども、将来大きな間違いが起きてしまうおそれがというふうに私は思っているのです。

あとは、子どもたちに親御さんが当番について行ってやって、それは協力するのは結構だけれども、コーチというか、監督というか、専門的な知識があるのかなと思うような方が大きな声出してやっている。あれどうなのかなと。そういう人のために専門的な知識という部分があるのだけれども、1つのチームに10人そういう指導者が必要だとすると、なかなか10人同じレベルというわけにいかないかもしれないけれども、それはそれで内部でよく切磋琢磨しながらやるべきだと思うのです。子どもたち迷ってしまいますよ、やたら怒られているのですから。右がいいと言うコーチもいるし、左がいいと言うコーチもいるので、俺はどっちやったらいいのだよということになってしまうのです。昔とは指導方法は確かに違うと思う。俺たちが盛んに、あれは教育というか、学生時代やっているころは、例えば水を飲ませない。今水飲ませなくて、飲ませて適当な水分ということをやっているけれども、俺たちのときは水飲ませないのだから、全然。しょうがないからバケツの水飲んでいなのだ、雑巾の。そういう思いしてやってきたのと今は時代が違うから、正しい知識をそこで大人たちが会得をしてやっていかないと困るかなというふうに思うし、それから社会人になってからもいろんな球技を少しやってみたり、議員になってからも余り強くない野球やってみたりして、特に真夏の健康管理というのは大変だと思うので、その辺のところについて、これから市長部局でどういうふうにやっていくのかなと、専門的な方が今いるわけではないでしょうから、これはどこかの大学のそれらしき人をお願いをしてというようなこと考えていますか。

（経営政策課長）委員さんおっしゃるとおり、昔は根性を鍛えるというようなことがあったと思います。現在は、そういう面では熱中症だとかという知識も随分皆さんお持ちになっていて、なかなかそこまで厳しい

あれはないのではないかなとはちょっと思います。ただ、現実には日射病だとかというのは毎年起きているわけから、十分注意しなくてははいけないと思います。今回すこやか運動応援室には保健師が実は配属されています。そういう面では、スポーツ課とここが合体するという事はそういった知識も、スポーツ課のほうにもより知識を深めることができると思います。そういう面では、スポーツ少年団等が集まる会議等において、保健師がそんなアドバイスをするようなことができるのではないかなと思います。

以上です。

（岡田）今まで平気だった学校の、例えば高校あたりの指導も今ではその指導が暴力だということになってきてしまって、大変なことになっています。そのくらいいいではないか、そうでないと強くなれないよと俺たちは思うけれども、違う部分が多々あるのです。そういう部分もこれからどういうふうにもうまくあんばいをしながらやっていくかの問題で、俺たちが新聞見るときに、スポーツ欄を見ると、例えば鴻巣に関係のある学校が載っていればいいなと思って見るのだけれども、余り載っていないのです。中学校の前通ると何々大会出場だなんて横断幕があるのだけれども、結果がないのだ。そうすると、レベルが鴻巣はどのくらいにある。できればレベル高いほうがいいですから。その辺で、県でどうなのかな、鴻巣のレベルというのは。レベルばかり追うわけではないけれども、どうなのですか。

（経営政策課長）済みません。その件に関しては、ちょっと学校関係のことで、済みません、私のほうでなかなか詳しい情報知っていないので、ちょっとお教えというか、お話ができないところなのですけれども、各分野においては皆さん活躍され、特筆されてやられている方、よく横断幕が出ているので、ただ全国的なレベルということになると、トップになるというのはなかなか難しいのではないかなと思います。済みません。お答えになりませんが。

以上です。

（岡田）全国的レベルを言っているのではなくて、埼玉県内である程度

のレベルへいっていけば新聞見る楽しみもあるかなというふうに思っています。スポーツだけではなくて、鴻巣市が名をはせるようなことが多々あればいいなというふうに思っているところですが。

あとは、健康づくり課かな、今の。どの辺のレベルでやっていますか、どの辺のレベルで。今の健康づくり課が例えば機械を持つのにどの程度のレベルで、この程度のレベルだったら大丈夫ですよというレベル。というのは何かというと、この間私本会議場出て、ちょっと気分悪かったので、事務局が頼んでくれた保健師さん来てもらった。鴻巣の保健師さんが持っている血圧計では脈がとれない。どの程度のレベルなの。それとも俺の脈が悪いか。脈が悪いのはわかっているけれども。

（経営政策課長）保健師は、当然国の資格を持っていまして、職歴を見ますとやっぱりかなり大きな病院の看護師として実務、手術から何からされている人もいます。なので、恐らく血圧計で脈がとれなくても、本人は看護師としての実務経験というのは長く持っているのもいますので、手で当然脈拍もとれるのではないかと思います。当然新卒なりでそれほど実務経験を持っていない人もいるでしょうし、ただ年齢層結構高く採用していますので、そういう面ではかなりの経験を、当然大きな病院で看護師として十分な経験を持っている職員も大勢いますので、そういう面ではレベルは一定以上のレベルはキープしていると考えております。

（岡田）血圧の上下と脈ぐらいは機械でとれないとまずいです。開業医さんみんなそれくらいなのとれます。なぜだか知らないけれども、機械に出なかったのかな。私不整脈だから、とりにくいことはわかるわけ、不整脈だから。数が多かったり少なかったりするからわかるのだけれども、そのくらいのこと、やってみて、あれ、この人は脈がおかしいなとかという、そのくらいわかるような知識を持っている保健師さんがいなければ何にもならないですから。ただいるだけでは、機械だけに頼るわけにもいかない。それに自分の知識がプラスされるわけですから。これから、そういう部分でいくと、健康の面でいくと、何かレベルを上げなくてはいけないのかなと思うのだけれども、どうなのでしょう。普通は

どのくらいのを常備しているのですか。

(経営政策課長) 済みません。私のほうも具体的に機械がどんなものかがちょっとわからなくて、でも例えば個人的な部分で、うちにある安いやつでも脈がとれたので、委員さん特にやっぱり不整脈だったのだとちょっと出なかったのでしょうか。普通は、脈、血圧をとれば、大概脈拍数まで普通は、安い機械でも大概は出るのではないかなと思うのですけれども、出なければ恐らく保健師が本当は脈をとるのではないかなとちょっと思いますけれども。

以上です。

(岡田) 機械に出る脈だから、大小の差はあっても必ず手でとれるはずだ。それが脈ありませんというのだから。脈のないやつはいないのだ。とりづらいのはわかるよ、俺は。とりづらいのわかる、不整脈だから。わかるのだけれども、脈がないことはないのだ。ある。その辺のところは、少しいい機械を置いておいたほうが看護をやる人も保健関係の人もやりやすいのではないかなというふうに思っているところなの。それがまた我々にすれば頼りになる方法なので、少しそっちのほうで、これからはお金がかかる。かけていかなければ何にもならないから。どうですか。少しお金をかけたらどうですかということだけ。

(財政課長) 先程の話しを聞きまして、機械の関係なのですけれども、担当課のほうから要求があればうちのほうとしてはそういうのを切るといふか、削減するつもりありませんので、要求があれば進めていきたいと思っておりますけれども。

(岡田) 要求していないのか。大学の機械を置けとか、そういうのではなくて、簡単に保健師さんが取り扱えるような機械ぐらいがないとという意味で今聞いたわけです。

それから、その下に環境経済部があるのだけれども、観光の資源という部分では鴻巣、最近資源一生懸命つくっているから、ふえているかなと思うのだけれども、まだまだ足りない部分があって、観光館、人形町の、あそこはどうなのですか。

(経営政策課長) ひなの里に職員のほうで派遣で行ってまして、済み

ません、どのぐらいの入場数があるかというのちよっとうちのほうで数字を捉えていないのですけれども、それなりの人数がというようなことはちよっと言っておりましたけれども、そこが今後より核になって、1つには観光のところを進めていくということで特出しをしています。それと、今お話がありました観光資源をどう生かしていくのかというようなことが委員さんのほうからお話がありましたけれども、今回の機構改革では商工の中の観光の部分と市のほうでは花というものを推し進めています。なので、イベント的には結構時期がダブっていたりというようなこともありますので、そういう面では観光の担当と花の担当を一体にさせる。それで、人的にもマンパワーのほうも一体にすることによって有効に使えるというようなことを考えてこのように花と観光の部分を一体にした組織改正となっております。

以上です。

（岡田）あとは、駅を利用した観光客というのですか、その人たちがまちの中へ散らばるわけだけれども、その散らばせる方法が、例えば花まつりのときなんかは市がいろんな形でPRしていきますから、駅へ集まってくる人たちをどう案内するかが、今度は行政の問題になってきてしまうのです。例えば深谷の花祭り行くとバスが置いてあって、そのバスでコースをめぐってくれる、あるいはタクシーが4人1組で回ってくれるというふうなことがあるのですけれども、鴻巣はそういうの行われていない。やるべきだなというふうに思うのだけれども、それは花の生産者と相談をしながらなのだけれども、それ1回提案したことがある、タクシー聞いてくれよといって。タクシーがやりたがっていないというのだ。2時間あそこで客待ちするのだったら回ったほうがいいのではないのかなと思うから言ったのだけれども、なかなかそういう積極性が、周りからフォローする積極性がないような感じがするのです。花の生産者は一生懸命やっているのだけれども、それをフォローする周りの人たちの考え方がまだ物足りないのかな。そういうところで鴻巣が花と観光で負けてしまっている原因もあるのではないか。深谷あたりなんかもっと有名になってしまったのです。電車のつる広告なんか積極的にやって

いるようなので、その辺のところについて、鴻巣がもっと花で有名になるように。

（経営政策課長）ことしの花まつり、昨年もそうですけれども、花まつりの場合、まず1つ、駅を利用ということで、JRと協働して駅からハイクというのをこの時期に重ねています。それと、駅のホームおりたところには案内役の職員が常時張りついていまして、ご案内をしています。それと、残念ながらタクシーの利用というのはちょっとないようではありますが、タクシー業界のほうとのちょっと話のほうはまだ進んでいないようではありますが、バスのほうは早々から臨時のバスを各会場、ポピー会場であるとかメーンの会場であるとか花久の会場だとか……花久は違う。そういったところに……花久もですね。ぐるっと回れるような臨時のバスをチャーターしております。企画してそういったところに直接行けるようにしております。タクシーを利用するということについては、また検討する必要があるのかなと思います。

以上です。

（岡田）バスの利用者、稼働率というのは鴻巣はどうですか。もったいないような気がするのだ、……。

（経営政策課長）済みません。花まつりのところのバスをどのぐらい利用したかちょっと私のほうでは数字を押さえていませんので。

それと、オープンガーデンを花まつりと一緒にやっています。これ各コースがあるのでありますが、1日に何人、半日ずつのコースなのでありますが、これ1回何十人、20人ぐらいだったかな。20人ぐらいだったでしょうか。それをしっかりとそのとき募集をして乗せて回っています。済みません、ちょっと数字のほう、花まつりのときのバスの乗車数をちょっと把握していないので、お答えできませんけれども、申しわけありません。

以上です。

（岡田）花の関係は、行政の中でも一体化するのだ、一体化するのだということで、今までばらばらのやつを1つにまとめてきているけれども、話を聞いているとちっとも一体化されていないのだけれども、ある程度

のことは、鴻巣の一大イベントなのだから、そのくらいのことは全職員が知らないといけないのではないかと思うのだけれども。だから、馬室のポピー畑のあそこの不便さかげん知らないだろう、みんな、あの不便さ。あそこに愛里巣なんて看板ばかり出ているけれども、行ったらって車置く場所はないし、集める職場は集める職場、それ受けるほうがない。乗っていったって、だって車置き場がないので行かないです、みんな。こっちも宣伝もできないや。

（経営政策課長）私も応援だとかのところへ行くのにどう行ったらいいのかなってちょっと、なかなか駐車場が少ないところもあります。それで、臨時の駐車場というのを、周りでなるべくあいている土地を借りながら臨時駐車場を一つは確保するというをやっております。それと、そこまでの駅からのバスというものを配置しておりますので、その辺でもう少しいろいろ、今は車社会ですので、駐車場が広く確保できればいいのしょうけれども、そういった意味で空き地等をなるべく見つけて確保している状況でございます。

以上です。

（中野）最初に、議案第99号についてお聞きしますが、今回の組織変更について、初日に市長が説明した提案理由書を見ますと、大きく分けて2つです。先ほど説明の中でも言っていましたけれども、平成27年度で10年を迎えて、そういう意味ではよりきめ細かな住民サービスを効率的にしていくということが1つと、それから職員700人体制に合わせてやっていくのだという、大きく言えば2つです。その中でお聞きしたいのは、私鴻巣市の行政にかかわったのは平成17年の10月1日からです。そのときは、市民環境部、まちづくり部というのがありました。議会でいう本会議場向かって右側ですが、に市民環境部とまちづくり部があったのを記憶しているのですが、以降現在の市民協働部なり環境産業部なりに変わって、今回また組織を改めるということですから、平成17年から今回の間、合併して10年と書いてあるけれども、その間に1度組織変更しているのです、その間に。ということになると、この提案理由の中で10年を迎えるに当たってというのは、何か合併してから10年たって初めて組

織変更したというやに聞こえるのですけれども、今言ったようにその間にやっている。

質問は、せっかく合併してからやった組織を今度新たにまた再度やり直すというこのことについて、まずこの2つの理由から、なぜやりかえなければいけないということについて、非常に私なんかは鮮明にもう出てこないのです。その辺鮮明に私らがわかるようにするようにはしてほしいのだけれども、今言ったようにその間全くしていないのではなくてやっているのだから、1度、組織変更。加えて今回またやっているわけですから、その辺で言うと、この理由から言うと、合併して10年というのにはならないと思っているのです。その間やっていなければそうなりますよ。そういう意味でどうなのかちょっと伺っておきたいのですが。

(経営政策課長) 委員さんおっしゃるとおり何度か実は機構改革をやっております。特に大きかったのは、23年ですか、こちらに福祉部と保健医療に分けています。それと、まちづくり部を都市整備部と建設部に分けています。それと、教育部を教育総務部と学校教育部に分けております。そういう面では、今回の機構改革はその部分は実はある程度キープしております、部の分かれ自体は。福祉部系を2つ持っています。それと、建設部のところは分けておりません。それと、教育のところも部的には実は分けていない。ですから、そのときに比べると機構改革の量、大きさということではちょっと小さいと思います。今回特にその中で分かれたのは、福祉部門の中身です。1つには、先ほどもお話をしましたすこやか運動応援室とスポーツ課を一体にした課をつくりたいというようなことで、ここを改めて保健医療部という名前から健康づくり部というような外から見てわかりやすい名前にいたしました。それと、一番区分けが分けづらい環境産業部を環境経済部というふうに変えております。こちらのほうは、まさしく花と観光の部分であるとか労政と農政の部分をつけるというような課を、より観光だとかというところに力が注げる、もしくは経済的な労働者の関係だとか農業関係のところというのを一体にやっていくというふうなことの課分けをしております。ですので、委員さんおっしゃるとおり何度か機構改革をやっているのですけれ

ども、今回の機構改革というのはそういう面では大きな部を分けるというような改革ではなくて、700人体制で仕事、人数が減ってきている中でそれをより効率的にやっていくための課の編成を少し変えたというような機構改革だと思います。

以上です。

(中野) そういう意味では、23年ですか、組織機構を改めたというところは、どこを改めたかというのは今言われたとおり、私もそう思っています。では、逆の観点で言うと、先ほどの説明の中で9部、部は変わらないという説明ありましたけれども、課としては今日の課と来年4月1日施行予定の課、課数はどうなのですか。

(経営政策課長) 課の数え方というのがちょっと、課に属さないところとかということではちょっとわかりづらいところもあるのですけれども、課数でいうと41課から35課、5課減っております。

以上です。

(中野) そうすると、逆に言うと6課ぐらい減少すると、41課から35課ということは6課減少ということですね。

(経営政策課長) 申しわけありません。説明間違えました。36課で5課減です。申しわけありません。修正いたします。

(中野) 今答弁あったように、課数でいうと現行41課から新機構では36課ですから、5課減少という答弁がございました。そこで伺いたいのは、このいただいた資料、99号資料の中の、ありますね。今の課数については、これ再度確認しますが、当然教育部を、教育委員会というか、教育部を含めて、教育総務部と学校教育部ありますが、これらを含めて36課という、全てで36課と。中に室があるから、それは課とみなして、全てで36課ということでもいいのですか、教育委員会も含めて。

(経営政策課長) はい、そうです。

(中野) そうすると、この資料でいうと、市長部局でいうと、これ数えると29課なのです。間違いはないですか。29課ですね、この組織図。市長部局です。その他、水道事業で水道課というのがありますよね。それからあと、市議会の議会事務局に議会総務課というのがありますけれども、こ

の図からいうと今言った建設部までいうと29課なのです、この図でいうと。29課ということは、残りは36からすると7課ということになりますよね。そういう捉え方でいいのかが1つと、もう一つ、私は今日の社会、これ書いてあるように、よりきめ細かな住民サービスの効率的と書いてあるのですが、理由の中で、課名を見ても福祉子ども部という点では一目瞭然でわかるのです。ところが、その下の健康づくり部、この中に健康づくり課と長寿生きがい課とあるのです。これは、私事業としてダブる部分があると思うのです。健康づくり課と長寿生きがい課という点からすると事業としてダブる。長寿生きがい課なのだから、それと健康づくりなのだから。長寿生きがいというのは、これ健康のために高齢者の人やっているのだから。そういう点で事業がダブるということで命名の仕方が1つと、もう一つはせっかく福祉子ども部があるのに、今日高齢化社会が非常に進捗している中で高齢者に関する課が出てこないのだ、名前が。そうすると、これ住民サービス、市民にわかりやすくて、わかりやすくないよ、これ。やっぱり高齢者の人が何か困ったときどこ行ったらいいか。例えば介護保険だったら介護保険課行けばいいのですよ。ところが、これからいうと健康づくりのどこ行けばいいのですか、高齢者は。市民がぱっとわからないでしょう。そういうふう考えたとき、やっぱり命名の仕方として、市民サービスという意味では、市民がどこの窓口行ったらいいかすぐわかると、自分何の用で来ているのかというようなこともわかるような課名にしないと、私はかえって住民サービスという点からすると、その部分だけをとると決して住民サービスを満たしていないというふうに私は思うのですが、その辺実際どうお考えになってこういうあれをつけたのか。さっき言ったように健康づくり課と長寿生きがい課というのは、私はダブる部分があると思っているのですが、そのことを含めてどう考えるかというのをお聞きしたいのですが。

（経営政策課長）最初に、後に今委員さんのほうがお話しした課名がわかりづらいというような、高齢者のところ、まず健康づくり課というのは実は前の組織のところと変わっていません。今健康づくり課というの

があります。なので、ここは予防であるとか健診であるとかやっているところですか。そういう面では、市民の方に保健センターでやっているからというのがある程度周知をされているのかなというふうにちょっと考えております。

それで、今委員さんがおっしゃいました高齢者の部分というのがわかりづらいではないかというお話がちょっとございました。高齢者のところは、そういう面で実は長寿生きがい課が高齢者を担当しているところなのですけれども、今回の改正の中の健康づくり課の中の大きなところなのですけれども、介護保険課と現在の福祉課の高齢者担当を一緒にさせます。というのは、介護保険の対象とされている方と福祉課の中にありました高齢者担当というのは、重なっている市民の方が実は多いのです。ですので、この辺の介護保険のサービスと高齢者に対するサービスというのを同じ課でやったほうがよりサービスが一体的にできるというようなことで、実は長寿生きがい課、要するに長寿って高齢者という意味をちょっと含めてこのような課の名前にしたところですか。ですので、介護保険課という名前が浸透していた中でなくなったということで、介護保険を目指している方がちょっとわかりづらくなったところは若干あるのかとは思いますが、高齢者に関してはこういったところで統一的にやれるということでこの名前にしたところですか。

それと、課数のところは、課数の計算のところは、市長部局と教育委員会と、あと水道です。ここが入って41の36課……

(何事か声あり)

(経営政策部長) 正確な数を申し上げますと、数え方いろいろあるのですけれども、9部41課が9部35課で6課減です。この数え方は、数えている課は、市長部局、それから教育委員会事務局、それから水道課です。入っていないのは、議会と監査と会計、これを除いています。

(議会との声あり)

(経営政策部長) 監査、会計です、会計。こういった数え方で9部35課になると思います。

(何事か声あり)

(経営政策部長) 議会と監査と会計を除くと35なのですね。

(そうですの声あり)

(中野) 今経営政策部長が答弁あったように、確かに会計課を除くと今言った35になります。これはありました。さっきの経営政策課長の答弁の中で、高齢者の2つのものをまとめたという、それいいです。まとめたほうがいいと私は思う。だけれども、命名が何で長寿生きがい課というわかりづらい課にするのだと。特に高齢者というのは、認知になっている人もおるだろうし、軽い。そうなったときに、そうでなくたって名前はやっぱりわかりやすい名前にしたほうが私はいいと思うのです。これ長寿生きがい課というけれども、必ずしも2つの事業を、今までの事業2つあわせる、それはいいことなのだけれども、それが全て長寿生きがい課と称せるような事業ではないです、称するような。そういう点からすると、この部分について私名前はやっぱり再検討すべきだというふうに思うのです。やっぱり高齢者にわかりやすくすることが第一だと思うのです。特に窓口対応の部分ですから、ここは。市民が来てそれこそわからないということになると何のための組織機構なのだというふうに、私は今そこについては非常にこだわりを持って思うのですが、再度ちょっと答弁いただきたいのですが。

(経営政策部長) これまでのやりとりの中で機構改革の話をしてまいりました。実は合併後2回やっているのですけれども、1回は合併してすぐのとき、これは今の5次の総合計画をつくったときに、そのとき予算も……、総合計画に合わせた組織をつくるのだというのが1回目でした。2回目は、平成22年にやっているのですけれども、このときは市長選後ということで、市長がマニフェスト88を取り上げ、それからもう一つは、いよいよ合併特例債を活用して本格的なまちづくりをやっていくのではないかという、そういうことで非常に事業量もふえたということで、特にまちづくり部を2つに分けて、都市整備部と建設部ですか、福祉のほうも非常に事業が大幅になってきたということで福祉部も2つに分けた。これが2回目の大きな特徴でした。今回は、先ほど課長から大きな部の編成はなかったけれどもという話がありましたけれども、今回

はどこに視点を置いたかということ、もちろん市長が健康なまちづくりというの言っているのですけれども、今一番どこの自治体も問題になっているのは委員さんおっしゃるように少子高齢化です。それから、人口減対策です。それからもう一つは、大震災を経験して危機管理、これはやらなければいけないと。それを健康づくりという観点からやっというということで、今回そこが一番の目玉なのですけれども、一番根本にあるのは今言ったように少子高齢化、それから人口減、これに対して健康なまちづくりだということ、健康の中で高齢者分野、実は高齢者福祉というのは、歴史的に見ますと高齢者福祉というのが1つだったのです。その中から、平成12年だったですか、介護保険制度ができて、これは従来の福祉から介護保険が独立する形で新しい制度として従来の福祉を取り込んだ形で、当時もうヘルパー制度とか全部あったのです、措置制度。それを介護保険ということ、新たな契約という形で取り出してきたということ、それで介護保険課は独立したのですけれども、もとにあった高齢者福祉、これは市が単独でいろんな事業を、各市が競争しながらいろんな事業やってきたのです。例えばひとり暮らしのお年寄りの手当てだとか、それからねたきりのお年寄りの手当てとか、そういったものは介護保険ではなくて従来の福祉ほうへ残っていたのです。残っていた分野が、福祉課のほうに残してありまして、介護保険課は独立したと。これは、実は福祉課からも高齢者福祉はやはり一体でやるべきだろうと、介護保険と従来の福祉、これは1つにすべきだろうというのは……からも出ていました。どこの市も大概の市がこれ1つにしています。そこで1つの課のしようということ、それは今回要望があったので、それを入れて1つにしたわけです。

命名の問題ですけれども、高齢者福祉という名前、それから長寿生きがい課、やはり今後はお年寄りの健康、受け身ではなくてお年寄りも健康づくりをやっていくのだと。長寿をやって、市長のマニフェストにもありますけれども、健康年齢、健康で暮らせる年齢、それを引き延ばしていこうという。そういう意味では、介護保険みたいな形で受け身的な名前よりも、積極的にお年寄りも長寿を、生きがいをつくっていくのだと、

そういう課をつくっていくのだと、そういう気持ちを込めてこういう名前にしたのです。ですから、命名はわかりづらいという、それは感じ方かなと思うのですけれども、市とすればそういった新しい高齢者福祉というか、高齢者もこれからは長生きしていただいて、それで積極的に生きてもらうのだという、そういう願いを込めた名前だということでご理解をいただければと思います。

(中野) 経営政策部長が言っている趣旨はよくわかっているのです。それはそれで、私はだから2つの事業を一緒するというのはいいことだと言ったのはそうだ。ただ、今言ったようにそれが長寿生きがい課という名前で本当に高齢者の方がわかるのですかと。今窓口見るとあれ課名しか書いていないよね、垂れ下がっているの。何々担当と書いてあるところがある、たまに窓口見ると、何々担当。そういう意味でいうと、長寿生きがい課って非常に執行部はこだわっているようだけれども、これだったら逆に言えば、では長寿生きがい課の中に、介護保険はどこ行けばいいのだと。例えば今までの高齢者に対するサービスはどこなのだ。長寿生きがい課一本で看板垂れ下がっていたのでは市民の人わかりづらいです、特に。そうすると、やっぱりそういうわかりやすいような、例えば担当なら担当まで含めて記するとかいうふうにしなないと、私は市民がまごつく、そこが一番あれだということで申し上げているので、だからそういう点では今言ったようにどうしても長寿生きがい課にこだわることになったら、次の方法として高齢者へわかるような看板とかについて工夫をすとかいうようにしていかないと思うのですが、どうですか。

(経営政策課長) 今度介護と高齢者の担当、来年4月以降は長寿ということで新館のほうに移動します。新館のほうは、表示のほうが一連ずっと並んでいるのですけれども、例えば長寿生きがい課というような課をつけると、その後ろに今回は担当名ではなくて、そこで主に扱っている事業を、名前を入れるようにしています。済みません、ちょっと改めて長寿生きがい課が来年以降……

(今は介護保険課という名前の声あり)

(経営政策課長) そうです。今は介護保険課です。ですので、4月以降

またつくりかえるのですけれども、今は介護保険課ということで配属をされています。その中にも今度やっている業務を表示しようということで今つくっています。もうほぼできていますけれども。ですので、次4月のときにまた機構改革に伴いまして表示というのを変えます。そこにもしっかりとわかるように、介護保険の関係、それと高齢者の関係というような形で表示をしていきたいと思えます。

以上です。

(中野) 私がなぜこれ言っているかということ、これ政策総務委員会の委員は年1回必ず視察行くでないですか。そうすると、必ずその市役所行くわけだ。すると、ここは随分わかりやすいねということ異口同音に言う市役所もあるのです。入ってすぐ、あ、ここはわかりやすいと、こういう表示の仕方はいいねというような経験しているのです。そういう観点からすると、せつかく組織機構変えるのであればそういう、今経営政策課長が言ったように、やっぱり業務内容含めて市民にわかりやすいような表示をしていかないとまごつくというので、それは私が言ったように各市役所を視察行ってよく比較して見えていますから、そういう観点からそういうこと申し上げているということです。

そういう観点から言うと、もう一つお聞きしたいのは、経営政策部です。これが企画部が変わったということの中で、特にその中に危機管理課入ったというのは、これは大変いいことで、当たり前というか、いいことなのですけれども、総合政策課というのが、私なんかもこれ見たとき、ではこれからはもう個々の政策について全てここの企画部にやればいいのかと、今後新しいことについて、こういうことをやったらどうだ、ああいうことやったらどうだという、例えば一般質問で提起するとき全て企画行政でいいのかと、総合なのだから、というふうにそれ受け取るのですけれども、それはどうなのですか。なぜ総合という命名にしたのか。これは、今までのように企画の中で、総合政策課でなくて単なる企画政策なら企画政策でいいと思うのに何で総合というふうにしたのか、総合という2字を使ったのか。

(経営政策課長) 今回特に総合政策課というふうな名前にしました。と

というのは、来年度、ちょっと社会情勢も変わっていろいろな分野がふえております。例えば総合教育会議の事務局であるとか、公共施設を全体的に見直していくアセットマネジメントとか、あとは今回ちょっと債務負担のほうにあります中央公民館エリアの、要するにアセットと若干絡んできますけれども、そういったものだとか、コウノトリの里、今審議会やっておりますけれども、このコウノトリの関係であるとか、かなり多分野に及ぶ事業を担当課がしっかりとできるまで今の経営政策課でやっていこうというふうなことを考えております。そんなことで、今までにはない幅広い業務がふえてきているというようなことで総合政策課というふうな名前にしております。

以上です。

（中野）それでは、今99号についてやったのですが、100号と関連して一緒にやっていいと言ったので、100号に移ります。

まず、この100号で、私の知る限りでは近隣ではこのようなことをやっているのは熊谷市、東松山市なんかがこのようなことをやっているというふうに私は承知をしているのですが、そのほかに他の近隣市で同様の措置を行っているところがどのぐらいあるのか、ちょっと最初聞いていきます。

（経営政策課長）埼玉県では40市中10市がスポーツ関係を市長部局でやっております。今委員さんお話しされました熊谷市、東松山市、すぐそばのところですか。あとさいたま市、あと川越市、それと草加市、戸田市、八潮市、ふじみ野市、秩父市、坂戸市になっております。

以上です。

（中野）県内10市ということですから、この議案が通れば鴻巣市は11市目になるということになるのでしょうかけれども、既にやっている10市において、これまでの教育委員会に置いておくより市長部局に来たことよってのメリット、デメリットというか、ということは何か聞いておりますか。こういうことをやるに際して先例市についてお聞きしたことありますか。

（経営政策課長）東松山市は、文化スポーツ課ということで課をしてい

るのですけれども、あそこはスリーデーズマーチですか、が有名ということで、そこから発展して、ウォーキング推進室というような組織を立ち上げているというようなことがあります。それと、熊谷市に関してはスポーツ振興課としているのですけれども、ラグビーが有名だということでラグビーワールドカップ招致室という、そういった部門を市長部局にこれ分離したことから、また改めて新しいそういった組織を広げていくと。スポーツ課所管のものが学校教育委員会の中へいるより広がってきていて、新たな組織にまで発展しているというようなお話を聞いております。

以上です。

（中野）そこで、今回配られた、議長宛てに出ております鴻巣市教育委員会委員長、石原さんの意見聴取についての回答というのが議員に配られています。これを見ると、意見として、本案の施行に際しては以下の事項に関し特段のご配慮をお願い申し上げということで3つの意見が記されています。特にこの中で2と3です。これは、この事項を見ると何となく教育委員会として市長部局に移行することについて100%というかな、もろ手を挙げていいというようには受け取れないのです、2と3を見たときに。そこで、過日議会運営委員会、11月26日だったかな、議会運営委員会あったときに、これ経営政策部長と総務部長が議運に出席されていました。私のほうから、政策総務委員会で議論するのだけれども、やはり教育委員会としてのこれに対する考え方というのはきちっと委員会の中でも述べてもらう必要がある場合によってはあるよという話をしたときに、副市長がそれは待機させますということを経運の中で話されたことについて、総務部長と経営政策部長はしっかりちゃんと出席したのだから聞いておられたと思うのです。そこで、その経緯から考えて、今言った2と3について、言葉悪いですがけれども、何か未練がましいような部分が2と3にうかがい取れるのです。図ることとかと書いてある。という点で、やっぱり少なくとも教育委員会の、これ石原さんはお見えになっていないでしょうから、待機していないでしょうけれども、例えば教育長なら教育長、実際これについてやっぱりどういう見解持ってい

るのか。1は、市長の公約だというのはわかる。2と3が非常に、そうはいってもなぜ教育委員会から外されるのかな。したがって、外されるのだったらこういうことを守ってちょうだいよというのが2、3だと、こう思うのですけれども、その辺どうですか。

(経営政策課長) 教育委員会とは、10月7日の定例会、そして第11回の11月13日におきましても定例会のほうで報告をさせていただいています。教育委員さんからも意見をいただいております。1つ、2番目の施設の関係というところがあると思います。これは、この権限、地方教育行政の中の第24条の2の中に事務のいずれかまたは全ての管理しというようなことがあります。1つには、教育委員会が施設の管理とかというのをまだ残すというようなことも1つ考えられます。ですので、実際スポーツ課が管理をしている施設というものが、スポーツ課がこちらに来たときに施設の管理を残されるのではちょっと組織的にまた改めて見直さなくてはならないというようなこともあると思いますので、そういう面では組織の管理も、附則のところへ条例のほうの改正も出ていましたけれども、そういったものを一体的に移動した市長部局にいるスポーツ課がやってほしいよと、部分的に中途半端に残しておかないでねというところが1つあるのではないかなと思います。その辺がちょっとあると思います。

それと、3番の各種スポーツ団体、各種スポーツ管理事業に当たっては、スポーツ振興及び健康づくりの観点から引き続き効果的な事業展開を図ることと。今までやってきたことをしっかりと継承してやってくださいと。教育長の直接の管理でなくなってしまったということと方向転換を一気にするのではなくて、しっかりと今までのことを継承してやってくれということだというふうに感じます。それは、委員会のときもしっかりとこういうふうに継承していきますということと私のほうも定例会のほうで報告をさせていただいております。そうですかということと了承していただいたというふうに感じておりますけれども。

以上です。

(中野) 今経営政策課長から答弁がありました。そういう点では、施設

は教育委員会で、管理運営はこっちでなんていうのは、それは確かにあれなので、全てが市長部局に移動するということは、それは教育委員会としての考え方は、そのことについては至極当然だというふうには思っているのですが、特に3番目についても、そういう点で今までやってきたことについては市長部局に移行したからといって、全てやってくださいよということだったのだよと。それについて了解を市も受けたし、それから教育委員会もそのことによって、では、いいでしょうということだよというのが我々に配られたということです。そのことを前提にして考えたとき、2番と特に3番との関連からいうと、今度総合教育会議というのが発足します。総合教育会議は、今度教育委員会は教育委員長と教育長が兼ねますので、今までは5人いたのですけれども、新しくなると教育委員会4人に、教育長と教育委員長は兼ねるわけですから、そういう点では4人になるかと思うのです。そういう観点からすると、総合教育会議のメンバーの中に当然市長が加わることは理解していますが、この組織機構からしたら、少なくとも健康づくり部の部長が入るのかスポーツ健康課が入るのかわかりませんが、その辺の課長もしくは部長が総合教育会議に入っていないと、具体的に教育委員会から市部局にスポーツ関係移行したことによる運営を含めた意見反映等々についてのものでできなくなってしまうという、例えばこの2点、3点、特に3点なんかも引き続き効果的な事業展開を図ることと言っているのに、これが図られているかどうかという意見を申し上げる場がないわけです。そうすると、やっぱりそれは総合教育会議の場で市部局と教育委員会との話し合いを持たれるわけですから、そういう場の中に今言った健康づくり部の部長ないしはスポーツ健康課の課長あたりがこの総合教育会議に入っていくということは私は必要なことではないかというふうに思っていますが、その点について伺っておきます。

（経営政策課長）総合教育会議は、来年4月からできるということで、うちのほうも準備をしている段階です。事務局のほう、今の経営政策課、来年総合政策課のほうを担当することになっています。この総合教育会議、済みません、ちょっとまだしっかりとその先が見えてきていないわ

けですけれども、うちのほうでしっかりとでき上がっていないわけですが、通常、今の定例会の流れの中の一つの会議があると。それとプラスアルファ、それより重要事項に関して総合教育会議にかけていく。全ての会議を総合教育会議にかけていくということではないようです。ですので、そのとき場合によってはスポーツ課が市長部局に来て、それに関する事で重要なことがあれば当然そういった課も入っていく必要があるでしょうし、その詳細についてはちょっとまだ事務局としてもその総合教育会議がどんなときに実際にやるのであるとか、通常の場合にはないのかというようなことがちょっとはっきりしていないので、もう少し詰めた後、スポーツ課、今回のスポーツ健康課だとかいうものが入るのか、もしくはその部長が入るのかというのをちょっと検討させていただきたいと思います。

（中野）今検討するという事なので、それはその以降のことは申し上げられない。そちらで検討するわけです。ただ、今言いましたように少なくとも学校教育に関する事については総合教育会議でやるわけないのです、学校教育に関しては。したがって、今言った総合教育会議の中では、例えば予算等々について、やっぱり市部局との関係、予算関係出てくるわけですから、そういう大きな問題とか、それから特に私なんかが感じているのは社会教育の分野。社会教育の分野なんかについては、少なくともやっぱりこういう総合教育会議に入ってくるのではないのかというふうに、私なんかは個人的にそのように理解しているのです。そうすると、たまたま今言った機構が市部局にスポーツ課は移るわけだから、それを契機にして、総合教育会議の中で社会教育に関するものについて、体育施設等々含めて、そういうものについてやっぱりきちっとそれなりの部署の人たちが総合教育会議に入っていくということが必要だというふうに私は思っているのです。検討するという事はいいのですけれども。ただ、少なくとも学校教育にかかわる問題については総合教育会議中で、個々の問題については総合教育会議の中でできないはずですよ。その辺どうですか。できないはずですよ。

（経営政策部長）総合教育会議について議論されていますけれども、総

合教育会議の構成員というのは、市長と教育委員会、これが構成員です。市長と教育委員会です。その事務局をどこに置くかというお話だろうと思うのです。事務局は今のところは、今度新しく組織ができます。経営政策課が総合政策課になりますので、総合政策課に総合教育会議の事務局を置く予定です。今言った保健関係の部長、課長の意見ということですけれども、総合政策課は庁内の全ての課を調整をする立場ですので、当然新しい健康づくり課あるいはその健康づくり課の課長の意見は事務局の中で、総合政策課のほうでそれを取り入れる形で事務局で運営をするという形にはなると思います。

以上です。

（中野）今経営政策部長から答弁あったように、総合教育会議については確かに構成メンバーは市長と、それから教育委員会です。それは私も承知しています。ただ、今言ったようにこれが少なくとも、私がなぜ言ったのかというのは、今スポーツ課が市長部局に、市部局に来たから、やっぱりそういう意味ではその辺の考慮、配慮をすべきではないですかということを申し上げているのです。

そこで、今答弁の中で事務局は総合政策課だと、新しい組織の総合政策課だということになると、ここはそうすると総合教育会議の出席者の中で事務局ということになれば、これは総合政策課長が出るのですか、それとも企画部長が出るのですか。

（経営政策部長）具体的にまだイメージ持っていませんけれども、総合政策部が事務局持ちますので、恐らく……

（何事か声あり）

（経営政策部長）企画部ですね。企画部の総合政策課です。そこが事務局になりますので、会議を開くに当たってはその事務局の職員である企画部長とか総合政策課長ですか、この辺が恐らく出席は当然することになるのかなと思います。出席と申しますか、総合教育会議の事務局です。

（中野）そうすると、結局委員としては5人だけれども、市長と教育委員会の4人で5人だけれども、その事務局には少なくとも今言った企画部長と、それから総合政策課長が事務局で出るということになって、総

勢は7人。だけれども、今言ったように委員としては5人という理解でいいのですね。事務局が意見を言うことはできないのでしょうか。事務局から意見は言うことできないですよ。

(経営政策課長) 済みません、ちょっと今手元に資料持ってこなかったのですけれども、記憶の中ではたしか教育委員会が今の教育長を含めて同じく5人ではなかったですか。だったと思います。それと市長が入って6人ではなかったでしょうか。今の教育長と教育委員長がそのまま残るのですけれども、上下関係とかというのが今の教育委員……ちょっと済みません、資料持ってこなかった。たしかそうだったと思ったのですけれども。

(委員長) いいですか。

では、済みません。暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時18分)



(開議 午前10時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(経営政策課長) 教育委員の関係でご説明をさせていただきます。委員さんおっしゃるとおり教育委員さん自体は4人です。実は今度委員長を兼ねた教育長が市長の任命を受けて、これに新たに加わるのです。ですので、実は教育行政の組織及び運営に関する法律の中の第3条に、旧では教育委員会は5人の委員をもって組織するとなっています。新のほうは、教育委員会は教育長及び4人の委員をもって組織することになっています。ですので、市長から任命される教育長と委員さん4人、それと首長である市長が入りますので、6人のメンバーになります。以上です。

(中野) 今の答弁で、教育委員が4名、それであれば市長が任命する教育委員長、それから教育長か。すると、その市長が任命する教育長については、これは教育委員会に属さないのですね、では。どういうことなのですか、4人ということは。結局市長が任命する教育長も教育委員会入るということになると、教育委員4名と教育長、どういう立場になる

の、これ。

（経営政策課長）現在は、教育委員会の中には教育長、それと教育委員長という方が委員の中に1人います。委員さんの中から教育長を任命していますので、委員長と教育長という2つの長が教育委員会の中にいるわけです。今度は、委員さんが4人で、市長から受けた教育長が委員長を兼ねて、教育委員会の中にある一番のトップとして教育長と委員長を兼ねた方ということが、教育長が1人います。ですので、教育委員の中に入っています。

（中野）私の認識違いだと思って、ここらあたり、では教育委員会は5人ということになるわけですね。ただ、今言った教育長というのが教育委員会で今まで互選で任命していたのが市長からの任命ということで、そこが違うということがわかって、なお教育長と教育委員長が兼ねるということもわかったと。それはわかりました。いや、それは本来この委員会ではないのですが、ただ今言ったように今回スポーツ課のほうが新たに市部局に移ると、スポーツ健康課が移るということによって、市長を入れた6人の総合教育会議ですか、の中の事務局として、企画部長及び総合政策課長は事務局としてそこに加わっていくということが明らかになってきたわけなので、そうすると今後今言った健康づくり部のスポーツ健康課が所管する要は各スポーツ施設の施設運営、あと管理、こういうものについて総合教育会議の中で必要とあらばそのことについては少なくとも議題としてきちっと事務局として用意し、そしてその総合教育会議で議論していくというようなことに今後なっていくのかな、そうせざるを得ないのかなと思っているのですが、その点についていかがですか。最後聞いておきます。

（経営政策課長）総合教育会議は、そういったトータルのものをやっていくということですので、今回市長部局に変わったということで、その過渡期ということもありますので、議題として総合教育会議の中に意見聴取者としてスポーツに関係する部局の職員を出させて、出席させて、意見を聴取することになるかと思います。

以上です。

(中野) 新たな組織になってから、市部局、市長部局に移ってからも遅くはないと思うのですが、そうなったときにはスポーツ健康課、特に吹上にあるパークゴルフ等々について非常に問題が出ている部分も幾つかあるので、そういう点について今後やっぱりここで言う健康づくり部の中でそういうものをこれから提起していけばいいということになるかと思うのですが、その辺については今後指定管理料含めて、やっぱり担当としてはスポーツ健康課が担当していくわけですから、その辺について今後幾つか問題点あるので、それは今後の問題としてそういう点についてどうでしょうか。提起していくという点について、教育委員会のとくと市部局では市部局に入ったほうが、そういった指摘を含めて、改善点なんかも市部局のほうがやっぱり解決していく道が早くなるというふうに私は理解しているのですが、そういう理解でいいですか。そうならば、そうであれば、やっぱり市部局に移した意味があると私は思っているのですけれども、いかがですか。

(経営政策課長) 今度スポーツ課がスポーツ健康という、市長部局に入ってきますので、市長の意見を直接ダイレクトに通っていくということで、そういうことが考えられるのではないかなと思います。以上です。

(織田) 私もほぼ半分ぐらい同じような質問が前任者からあったのですが、やはり最初にお問い合わせなのですが、健康づくり部、私もこれを見たときに介護保険はどこに入っているのだろうと思ったのです。それで、議案書のほうを見て初めて、あ、ここに入っているのだというふうにわかりましたので、ぜひとも新庁舎のほうの表記には何がここに含まれているのかを入れていただきたいと私からもお願いしたいと思いません。

それで、新庁舎に入る部というのは市民に関係するところを入れるというお話でしたので、具体的にどこの部が新庁舎のほうに移行するのか教えてください。

(経営政策課長) 特に窓口関係ということで、1階には市民課、国保年金課、介護保険課、会計課、保育課、子育て支援課、障がい福祉課、福

祉課です。2階には、市民税課、収税課、資産税課、それと生活安全課、経営政策課、自治防災課。これが1月時点です。それと、機構改革が行われました4月に関しては、ほとんどの課がこのまま残るわけですが、例えば介護保険課がなくなって新しい名前になる、長寿生きがいになると。あとは、子育て関係のところは若干名前が変わる。障がい福祉課が福祉課になるというようなことで、若干配置が変わる場所があると思います。それと、2階関係に関しては、生活安全課がなくなりまして自治の関係が上がってくるというふうに今、自治文化課ですか、こちらのほうが上がってくる。それと危機管理、今の自治防災課が危機管理になるというふうなことが今のところ予定としてあります。

(織田) そうすると、かなりの課が新庁舎のほうに移るのですけれども、旧庁舎のほうはその後その配置というのはどうなるのですか。

(経営政策課長) 1階部分は、全て新庁舎のほうに移動になります。2階に1月時点では花かおり課、生活安全課、農政課農業委員会、それと商工課、それと環境です。あと病院対策室のほうはちょっと残りますけれども、その課が残る予定です。今後庁舎の改修をしていきますので、ただ庁舎の改修ももうほかの課が今、3階以降、3階は経営政策課が抜けますけれども、ちょっと財政のほうは予算の作成中ということで4月には移動しますけれども、1月にはちょっとこの場に残るというようなこと、あと4階は同じように残っていますので、耐震の工事等やっていづれこちらのほうということをやっていますけれども、業務をやりながらなので、多少なりとも2階の部分をどちらかに寄せたりとか何か、4月以降にはちょっとしていきたいと考えております。以上です。

(織田) そうすると、1階が空っぽになるということですか。そこは何か使うとか、どういうものにするとかということはないのですか。全て2階から5階までの仕様になるのですけれども、1階はもう本当にただの広間みたいになってしまうのでしょうか。

(経営政策課長) 今回の新館への移動は、実は机、椅子がもう新しいものがあります。そういう面では、机、椅子は残したままになっています。

ただ、そのままにはちょっとなかなかできないので、場合によっては何かをおろしてくるとか、もしくはびっくり雛はそこでやる予定になっておりますので、多少なりとも整理をして、市民の皆さんの階段であるとかエレベーターとかの動線等を確保しなくてはいけないのではないかなというふうに考えております。

（織田）それでは次は、先ほど経営政策部長が人口減少についてちょっとお話しなさったのですが、人口減少というのは20代から40代の女性が少なくなってきたことによって起こっているのが一番の原因なのですけれども、そういった若い世代の女性が鴻巣市に定着していこうという、そういうことを推進する課というのは大体どの辺でやろうとなさっていますか。

（経営政策課長）1つには、子育ての関係というようなことがあると思いますので、そういう面では子育て支援課であるとかこども未来課であるとか、福祉こども部ですか、この辺がそのメインになるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

（織田）それは、全て生まれてきた子どもをどういうふうにしていこうかということだと思っております。結婚して子どもを産むまでの若い女性支援ということは市で考えているのかどうかお聞きしたいと思う。人口減少の本当一番の原因というのは、20代から40代の若い女性が減ってきているということなのです。だから、鴻巣市から、地方再生って行われていきますけれども、都市化、東京とか大阪とか、そういうところに流動しないように、何とか魅力ある鴻巣市をつくって、20代から40代の女性が鴻巣市で生活して、そして子どもを産んで、鴻巣市が人口減少でなくなる都市になるような、そういった対策というものはどこの課で考えてくださるのでしょうか。それちょっとお聞きしたい。

（経営政策課長）改めて年齢層を絞って事業というのは、なかなか実は難しいのではないかなと思います。そういう面では、例えば総合病院の誘致だとかというのは、やっぱり大きな病院があれば出産だとか、そういったものに関して、またその不安がなく市内に住んでいこうという

ふうな考えもあるでしょうし、もしくは鴻巣市として、例えば1回外に出たとしても鴻巣市外から、魅力ある例えば地元のイベントであるとか自然であるとか、そういったものをPRしていく。そうすることによって、もう一回鴻巣市に帰ってくるだとか、鴻巣市に住んでいきたいなというふうに、要するに鴻巣市の魅力をしっかりと発信をして、市民の方に鴻巣市に住んでいたいというふうに思ってもらえることがそういう面では定住化の一つの方策だと考えております。

以上です。

(織田) 多分それ違うと思うのです。結局鴻巣市の一番の目玉というのは、ゼロ歳児から15歳までの医療費の無料、入通院の。そうすると、鴻巣で子どもを産んで育てることがすごくメリットがある、医療費がかからない、そういったものがやっぱり、先ほどおっしゃったように女性が結婚して鴻巣戻ってくる、また結婚する男性が鴻巣で働きたい、そういうふうな形に持っていかなければいけないと思うのです。病院というのももちろん大切なのですが、若い方よりはやはり高齢者支援になります。子育て支援課というのは、生まれてきた子どもをどうするかということです。その前の段階の支援をもう少しどこかの課で力を入れてやっていただかなければ、これ今後の鴻巣市にとって必要なことなのではないのかなというふうにちょっと思っているのですけれども。

(経営政策部長) 今人口の問題言われましたけれども、人口問題というのは非常に幅広くて、言ってみれば全組織を挙げて取り組まなくてはならない、こういう課題だと思うのです。子育てはもちろんそうですし、産業もそうですし、観光もそうですし、いわゆるハードの基盤整備とか、学校もそうですし、全部、全てなのです。そういう意味では、今人口減少の対策を総合的に考える課を設置する、そんな市も出てきています。鴻巣市も今後、課としてするかどうかは別にいたしまして、人口減少に対応していく方策、これを総合的に議論していく。こういったことを組織を挙げてやっていかななくてはならない。まさに今回の機構改革でつくった組織というのは、それを全部、全体からやっていこうという、そういう組織というふうに考えています。総合的に対応していきたいと、こ

ういうふうに思っています。

（織田）総合政策課なのですね。

それでは、ちょっと100号のほうでお聞きしたいのですけれども、学校における体育に関することは教育委員会でやるというご説明でした。その学校における体育に関することは、学校教育部の学校支援課に入るのでしょうか。学校支援課は、給食と言っていましたけれども、体育に関することは教育委員会事務局のどこの課で担当するのか教えてください。

（経営政策課長）学務課になるのではないかなと思いますけれども。

（織田）以上です。

（矢部）1点だけ、簡単なの。水道課は今吹上に行っている。これは、こっちへ戻すというか、そういうあれというのはないのですか。

（経営政策課長）こちらのほうへ、なるべく新館と本庁舎のほうに全ての課を集めるというふうに考えております。ただ、今下水道と水道課向こうへ出ていますので、ちょっとこれから検討していきたいなというふうに考えております。

（矢部）わかりました。いいです。

（川崎）これを見ていると、市民協働部がそれぞれ課がいろんなところに行っているのかなというふうに感じました。前に私市民環境の常任委員会におりましたので、そのように思ったのですけれども、それできめ細やかな市民サービスということでありまして、そういう意味では市民協働部のほうに相当たくさんの方の市民の方が訪れていたのかなというふうに思います。

それで、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、自治防災が企画だとか、花かおりが環境経済だとか、その辺はわかるのですけれども、生活安全課というのがこれでいうとどこに行くのかなというふうに思いました。といいますのは、このことに関しては結構、道路の標識をどうにかしてくれだとか、そのような非常に要望が多くて、たびたび私も生活安全課のほうにはいろんな形で行かせていただきました。この辺の市民の相談の窓口がどこになるのかなというのがここではちょっとわかりづらいということと、あともう一つは、雑草とかこれを、よく市

民の皆さんに言われたのは、雑草のことはもう一つの窓口で解決してもらいたいということをよく言われておりました。これですと道路課ですよだとか、道路に生えているものは道路課ですよだとか、これは建築課ですよだとか、これは環境課ですよというので、せっかく来たのにまたいろんなところに行かせられてしまうということが非常に不便だったのではないかなというふうに思います。その辺の市民の要望が一番多いようなところがワンストップの窓口で解決できると一番いいのかなというふうに思っておりますので、まずその辺についてはどのようなになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

（経営政策課長）市民協働部がそういう面では確かにちょっと分かれています。そして、今委員さんのほうからお話がありましたまず交通関係、標識であるとかというものです。こちらのほうは、道路課のほうに交通担当丸々移動させる予定です。道路に関するもの、例えばガードレールの設置であるとかそういったものも、道路の位置だとか幅員だとかそういったものの認識がよくわかっている道路課と一体にやっていくということが事業を進める上でも重要なのかなと。また、道路に関するソフト部門もこちらの道路課のほうでやっております。というのは、バスの関係であるとか道路幅員がどうのこうの、やっぱりこちらのほうも道路課の持っている知識というか、データというのが活用できるのではないかなと思います。雑草に関しては今も、環境課でしょうか、こちらのほうがやられているかと思うのですけれども。環境課のほうは今回変わりありませんので、環境課のほうになっております。

以上です。

（川崎）もちろん環境課でやっていただいているのですけれども、結構そこで、あ、この内容ですと生活安全課なのですよだとか、そういうふうなことが実際……

（資産税課の声あり）

（川崎）資産税課だとか、ありましたよね。そういうふうなことを、市民はいろんなところ行かれないのです。いろんなところ行かれないのです。え、ではどこ行くのですかって、では道路課ですか、第2庁舎に行

くという、そういうふうなことのないようにしていただきたいというのが希望であります。質問でもありますし、希望でもあります。その辺で非常にわかりやすい、ごみだとか雑草はこちらですよというようなことで、そこがワンストップになれば、あとは道路課で解決しようが生活安全課で解決しようが、中のほうでやりとりをして解決をしていただきたい。これは要望でもあります。わかりやすくしていただきたいということでございます。よろしいでしょうか。

（経営政策課長）まず、道路課の部分、第2庁舎という離れたところに今庁舎があります。なので、これは新館ができたことによっていずれこちらのほうに、道路建設部、都市整備部あたり、こちらのほうの庁舎に入りますので、そういう面では窓口のワンストップとまではいきませんが、新館と本庁舎ということで、それほど移動がない中で市民の皆さんが少しはできるようになるかと。総合窓口に関しては、ちょっと違う機会にまた考えていかななくてはならないかと思えます。以上です。

（川崎）ワンストップに関しては、少しはできるではなくて、ぜひともそうしていただきたいというふうに要望させていただきたいと思えます。

あともう一点、そういう意味では、市民協働部の話に戻りますが、大変残業も多かったり、大変な役の中で、総勢何人の方がそこに所属していたのかわかりませんが、もともとの所属していた市民協働部の人数、そしてそのことがそれぞれの課に分かれました。それぞれ企画部に行ったり、あるいはいろんなところに行ったりしております。この人数というのは一致しているのか、もしくはふえているのか減っているのかということを知りたいのですが、その辺はわかりますでしょうか。

（経営政策課長）700人体制ということで今進めております。700人体制ということで、もう今704人ということでほぼ人数が固定しております。来年極端に減るということはございません。課の中で分かれていたりとか、課がそのまま移動したりというようなことがあって、課がそのまま移動した場合にはほぼ同じような人数が違う課に移行するのではないかと

など考えております。ただ、課の事業を半分に分けたというような課もございいますので、そちらに関しては今後機構改革、事務事業、今文書事務のほうの調整をしております。その中で人数のほうも調整をしていきたいと思っております。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

議案第99号、また議案第100号について、まず反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いしたいと思います。

それでは初めに、議案第99号 鴻巣市行政組織条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号について、鴻巣市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第114号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(中野) 1つはさっきの説明の中の19ページですが、対象事業で当初200人を見込んでいたのだけれども、実際は286人になったという説明がございました。これだけ86人も人数がふえたということは、当初の見込みのときの表彰基準、実際のやったときの基準が変わったことによって86人ふえたのか。例えば表彰基準が変わっていなければこんなに多く数がふえるはずは私はないと思っているのです、基準さえきちっとしていれば。ところが、これだけ86人ふえたというのは基準を変えたのかどうか、表彰基準。あれ決められているのでしょうか。基準は。その変更があったのかどうか伺います。

(秘書室長及び秘書課長)今回実際、先ほどご説明いたしました、200名の見込みに対して286の個人、団体への表彰ということになりました。実際の表彰の基準からいたしますと、16の部門に分かれた表彰になっておりまして、今回基準が変わったのかというご質問なのですけれども、基準につきましては変わっておりません。あくまでも当初の見込み、例年ですと特別表彰というものがございません。この周年事業に合わせて特別表彰というのがかなりふえてしまったというのが実際でございます。

(中野) そうですね。表彰基準変わるわけないのだから。ただ、今言ったように特別表彰ということの中で、当初見込みがどうであって、実際どうだったと、やった、その辺の数字はどうなのですか。

(秘書室長及び秘書課長)実は、当初見込みの200名の内訳なのですけれども、特別表彰100名、また一般表彰を100名ということで200名の表彰を予定しておりました。ところが、実際のところは一般表彰が91名、特別表彰が195名ということになりまして、実際には特別表彰が倍増してしまったという実態でございます。

(中野) 言われれば、それはそうだと、わかります。一般表彰は9人減って、それで特別表彰は九十何人ふえたわけですから、それはもう100からいけば百九十幾つ、倍増です。そうなった主な要因は何なのですか。要するに100だった当初見込みが実際百九十何名となった主な要因は何なのですか。見込みが甘かったということなのかどうかわからないけれ

ども。

（秘書室長及び秘書課長）実際には、委員会の中でリスト化、上げていただきまして、各課から推薦をいただきまして、それを委員会の中で審議をいたしまして、最終的には表彰者の決定をしております。その過程の中で、簡単に言ってしまいますとやはり当初の秘書課のほうで予算計上するときの際の見込みが少々甘かったかなということは否めないと思います。

以上です。

（中野）わかりました。

では、議案の40ページの人件費関係です。これでいうと一般職の総括表見ますと、給料が補正後と補正前でマイナス2,149万2,000円なのです。ところが、職員手当が逆に2,924万8,000円増ということです。そういう中で、いわば給料は減だけれども、それから職員手当が増になっているという、このことについてもうちょっと詳しく説明いただけないでしょうか。

（職員課長）今回は、先ほどご説明しましたとおり、給与改定の部分と、それから異動等、特に主に大きいのは退職者の数が多かったということで、そういう分の両方の影響がございました。特に退職者の増あるいは人事異動等の場合にはマイナスの額の影響が出るわけがございまして、なおかつそれに対しまして給与改定はプラスのほうの影響が出るものでございます。それを相殺することになるわけなのけれども、特に給料に関しましては上がる分よりも、要するに職員の減によりまして下がるほうがすごく多かったということによりまして、相殺しますとマイナスになったものでございます。手当に関しましては、逆に期末、勤勉手当が0.15月増え、上がる部分が約3,800万ぐらいございました影響で、下がる分よりもそれが大きく上回ったということでプラスになったということでございます。

（中野）今説明受けましたけれども、給与はマイナス2,149万2,000円、職員手当2,924万8,000円増です。その職員手当の増なのですが、下段に内訳出ているのです。そうすると、そういう点でいうと期末、勤勉手当

の2,223万8,000円という増は、これはある意味、0.15カ月増したわけだから、当然ふえるのはわかっているのです。それわかるのです。ところが、通勤手当の218万7,000円増だとか、それから住居手当の218万1,000円がふえている。これは、今言った人事異動等によってふえたという説明だとすぐに受け取れるのだけれども、今言った人事異動に関してこんなに通勤手当とか住居手当が動くのかと。こんな210万動くのか。その辺がちょっと私が説明聞いただけでは理解ができないのです。人事異動だけでなぜこうふえるのかというのが1つ。

もう一つは、先ほど管理職手当401万4,000円の増ありました。これは、少なくとも今回の補正については、ことしの4月1日付で異動があったのとあわせて昇格ありましたね。そういうものの中で、特に管理職手当については4月1日付のいわばそれぞれ昇格した部分、この部分について今回の補正で一気にやったというふうに受け取っているのですけれども、それでいいのかどうか。

（職員課長）まず、通勤手当に関しましては、今回の給与改定の中でも通勤手当が上がる改定になっておりまして、その影響が出たものでございます。

もう一点、管理職手当に関しましても、これは管理職は5級以上の職員が対象になっておりますけれども、10名ふえました関係で、これでふえたものでございます。住居手当に関しましては、これは給与改定の影響ではありませんので、基本的にはやっぱり人事異動等によってふえたものの……

（何事か声あり）

（職員課長）職員に住居の変更によってふえたものでございます。

（中野）そうすると、住居手当については直接は、例えばアパートだったのが持ち家になったとか、そういうような形で218万1,000円増になったというふうな受け取っていいのかどうか1つと、それから管理職手当について、これ5級以上、10名ということですが、これは私の記憶では4月1日付で昇格した人はもっといるはずなのだ。10名どころではないと思うのだ。これは、この10名というのはどの部分。管理職手当5級

以上が10人というのは、どの時期にそういう5級以上に該当する人がふえたのか、ちょっとよく今の説明では理解できないのですが、では何月何日付の辞令だとかというようなことがあるのか、あるいは4月1日なのか、それどうなのですか。

(職員課長) まず、住居手当に関しましては、今言われましたとおり例えば結婚されて家を借りたでありますとかアパートを借りたということでふえているものでございます。

(管理職手当の声あり)

(職員課長) 管理職手当に関しましては、基本的に昇格というのは4月1日付になります。

(総務部長) 当初予算の策定というのは12月から1月、2月と進めております。したがって、4月1日の昇格者につきましては、予想人数で計上させていただいております。4月1日に最終的な決定がありますので、その部分の誤差と、その後もし昇格等があった場合にはその後の追加、変動、そういったものをやりますとやはり若干の見込みの差というものが出てまいります。そういったものだと思います。

(中野) 聞きづらいのだけれども、当初予算で確かに前年度の11月、12月ぐらいに予算をそれぞれ財政当局のほうへ上げますよね。ヒアリングしますよね、その後。という予算編成をしていくのだけれども、今の総務部長の答弁だと、当然昇格するだろうという当初見込みを織り込んでいくわけ、予算を組む段階で。ところが、実際4月1日実施すると、今回の場合それよりふえていたというわけね。したがって、補正になったわけだよね。当初見込む昇格というのは、総務として年功的な、序列的なものをある程度組み入れてやるのか、結果的にあけてみたら10名多くなっていたという、当初見込みというのは何を基準にして昇格という部分について、ではこの人は今回昇格をしたから昇格という、そういうものをある程度織り込んで予算編成すると思うのだけれども、その辺の当初見込みというのはどういう形で昇格について予算を見込んでいくのか。大変聞きづらいのですが、その点について答弁いただきたいのですが。

(職員課長) 昇格に関しましては、昇給、昇格の基準がございまして。例

えばその級に何年在職しているかとか、経験年数が何年あるかとかということがございました上で選考という部分になってまいります。特に5級以上になってまいりますと、選考という部分というものも非常に強く要素として持っておりますので、基本的な部分のその級に何年いたとか在職があるという部分で機械的に見た場合と、それと実際の選考の部分が入ってまいりますので、その辺で違ってくるということがあるかと思えます。

(中野) ということは、総務としては当然その職員の在籍年数等々勘案して、この人はこうだというようなことを、それは予算組む以上はそれでやるしかないのは理解できるのだけれども、ということは要するに選考委員会において、要は在職年数が足らなくても日常の業務成績によって、選考委員会によって、在籍年数は足らないのだけれども、この人はやっぱり昇格させるべきだというような人が今回、ことしに限って言えば10人多かったというふうに理解できる。つまり成績優秀な人間については、在職年数が多少不足、あるいは不足していてもやはり昇格させるのだというようなことがきちっと出ているのかどうかについてちょっと伺っておきます。当初見込みよりふえたということはそういうことだと思うのですが。

(総務部長) 当初予算の中では、当然に例えば現年度の職員体制というものがあります。その中で退職者等が確定している職員がおります。そういう中で誰を昇格をさせるということで計算をするものではなくて、標準的にまず現年の体制と同じだけの人数で予定をさせていただきます。それと、新たな職の進める遂行の中で、新しいポジションを強化するとか、そういったものがわかるものは反映させていきますが、それは全て人事の職員の評価ということではなくて、業務遂行上の見込みでやっております。したがって、最終的な体制を確定するころと予算を組んでいるときに若干の誤差がありますので、どうしてもその差というものは出てくるということになるかと思えます。ですから、人を選んで、それを積み上げているという形というわけではない。

(中野) だって、少なくとも、人を限定しないにしても、見込みをする

ときに、例えば6級の人が5級になる、5級の人が4級になるというのは、人を見込まなくたって当然在籍年数というのは一目瞭然で出るわけでないですか、人を限定、Aさん、Bさんとやらなくたって。例えば4級は何人いる、5級が何人いる、6級が何人いるという中で、この人は5級の年数がもう既に何年たっているなんていうのは、当然総務とか職員課はそんなのは持っていなければおかしいよね。そうでしょう。人を特定しなくたって。例えば5級の人が何人いる、6級の人が何人いる。5級の人が何人いて、そのうち在籍年数がもうすぐに過ぎる人は何人いるなんていうのは、当然データとして持っていなければいけないはずでしょう、職員課とすれば。あるのが当たり前の話だと思います、私も人事に長くいたのだから。そうすると、私が聞いているのは、今言ったように端的に単刀直入に聞けば、選考委員会で少々在籍年数が足らぬでも何でも成績優秀者は上がるのだよと、やっぱり能力主義を一貫して貫くのだよというような方針というものに基づいてやっているのではないかと思うのだが、そうではないということですか。単なる見込み違いなのですか。

（総務部長）昇格者の選考につきましては、過去の経歴、人事評価も行っておりますので、そういったものを勘案しながら昇格者は決定していく。それは、もう人物として評価させていただいております。ただ、先ほど申し上げましたのは、管理職手当の中には主幹級というはっきりしたポストのない職員もおります。したがって、どうしても当初予算の計上額と結果とは若干の誤差が出るということになるかと思っております。

（矢部）雑入で、300万だけ、高圧線下補償、これは何平米で、平米当たり幾らぐらいで、何年に1回だと思っただけけれども、これちょっと、それだけ教えていただけますか、場所と。

（財政課長）今回の補正で雑入で高圧線下補償代金ということによろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（財政課長）352万4,000円ですけれども、これは3年間になります。平成26年10月1日から3年後の平成29年9月30日までの東京電力からの高

圧線の補償代金として歳入を見ております。これ高圧線がありますと土地のほうにつきましても高さ制限等ありますので、その分が東京電力からの補償となっております。

場所につきましては、総合体育館の敷地、これ対象が641平米になっております。それから、法務局前、これが110平米になっております。それから、交差点、その延長のところなのですけれども、交差点のところには235平米ございます。それから、集会所敷地ということで、これは寺谷です。ちょっと戻ってしまいますけれども、総合体育館の高圧線が寺谷のほうに向かっているのですけれども、そちらの寺谷東自治会集会所ですか、そちらに入っています、それが79平米ございます。端数を入れますと、ちょっと今小数点以下入れていませんけれども、全体で1,066.46平米が対象になっております。1年間の補償金額といたしましては117万4,846円の3カ年で352万4,000円の高圧線下補償ということで入っております。3年後にまた歳入のほうで補正になると思っておりますけれども。以上でございます。

（矢部）これは、道路のほうは市道の場合は入ってこないのだ。道路は別なのだ。

（ええの声あり）

（矢部）市道の場合ね。鴻巣市の上通っているのがあるのではないの。そういうのはどうだか、支障はないのか。

（財政課長）道路につきましては、制限というか、もう決まっているものですから、対象になっておりません。現在のところは、宅地とか、そういう個人の土地とか、そういう対象になっております。これは、登記簿上地役権というのを設定するのですけれども、地役権を設定すると登記簿の乙欄ですか、乙欄のほうに地役権設定するのですけれども、その場合は一時金で支払いをするということなのですけれども、今回の市のほうの土地については、登記簿上の地役権を設定しておりませんので、毎回、3年に1回見直しをして入ってくるということです。場所によっては、もう宅地なんかは地役権を、登記簿設定しまして、それなりの安価な、制限がありますから、売買等になると思うのですけれども、今の

ところ地役権のほうは市の土地については設定しておりません。3年に1回の歳入になります。

以上です。

(織田)とても簡単な質問で、どうしようか迷ったのですけれども、16ページの市債のところ、5目の消防費なのですが、この3,600万というのは用地取得費というふうに9ページのほうで説明……

(何事か声あり)

(織田)地方債ということ9ページのほうで説明受けました。これ補正前の額が5,100万なのですけれども、これって合計で8,760万全部かかるというふうに考えてよろしいわけですか。用地取得から建物移築から、壊して建てて、全てこの8,760万でやろうと。

(財政課長)当初は、当初予算で消防債のところ、5,160万の起債のほう起こしておりました。今回の12月補正のほうで機械器具置き場の用地を取得することで3,600万が追加になりますという状況でございます。合計で8,760万、消防債につきましては8,760万ということで、当初通じますと起債額になります。

(織田)そうすると、当初は場所の用地取得に関しては全く考えていなかったのですか。

(財政課長)当初のときは、この用地の取得というのは考えておりません。補正のほうで追加になったという状況でございます。

(織田)これ第4分団の件で、私の地元なので、建てかえていただくのは大変ありがたいと思っているのですが、こんなに5,000万もお金かかるものなのですか。

(財政課長)用地のほうにつきましては、574平米を予定しております。あとは、地価の関係ですか、入れますと借り入れとしては3,600万が必要になるということで起債を起こしております。

(織田)それはわかるのです。地元なので、用地持っている方もわかるのです。だから、どこの場所かもわかっているのですけれども、そのほかに5,000万かかるのですかと聞いているのです。

(財政課長)当初のほうで見ているものは、消防団の関係ではなくて、

あくまでも消防団機械器具置き場だけで3,600万を借り入れるということ
とです。

(織田) わかりました。ちょっとその辺がわかりにくかったので、どう
しようかなと思ったのですが、ちょっと質問させていただきました。あ
りがとうございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議案第114号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第5号)のうち本委
員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員
の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

ここで川崎副委員長よりちょっと要望がございますので、お聞き願いた
いと思います。

(川崎) 政策総務委員会といたしまして、意見、要望を申し述べさせて
いただきます。

委員会としまして、今後の人口減少対策が重要課題だという認識が全員
一致しております。したがって、今後委員会としても執行部の皆様

とともに共通認識を持ちながら、本市における人口減少課題について論議を深めていきたいと思えます。行田市、幸手市では、執行部側がプロジェクトチームを組むことになったと聞いております。本市においては、今のところそのようなものはなく、人口対策については市長の考えを総合的に反映するのが経営政策部、来年度からは企画部であると政策総務常任委員会では考えております。また、来年度からは機構も改革され、本格的に人口対策に取り組まれることになるかと認識しております。そこで、今後政策総務委員会の委員は継続的にこの人口減少対策をテーマとして議論をし、時期を見て委員会として要望、提案をしてまいりたいと考えております。その資料を請求する場合がありますことをご了承いただきたいと思えます。

以上でございます。

(委員長) 要望事項でございますので、よろしくお願ひしたいということでございます。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任願ひたいと思えます。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前 11 時 47 分)